7　1の改築に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額（都道府県又は市町村が自ら当該工事を行うこととした場合に第五六条の規定により国が補助することができる金額に相当する額をいう。以下この7において同じ。）を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担するものとし、1の修繕に関する工事に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とすることとした。（第五一条関係）

8　道路管理者は、限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者に対し、報告徴収又は立入検査を行うことができることとした。（第七二条の二関係）

9　道路に関する調査には、道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査が含まれることを明確化することとした。（第七七条関係）

10　8の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、若しくは妨げた者は、三〇万円以下の罰金に処することとした。（第一〇四条関係）

二　道路整備特別措置法の一部改正関係

1　機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、又は改築する場合等においては、当該高速道路の道路管理者に代わって、その権限のうち一の6及び8の権限を行うこととした。（第八条関係）

2　会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、又は改築する場合等においては、当該高速道路の道路管理者に代わって、その権限のうち一の2の権限を行うこととした。（第九条関係）

3　地方道路公社は、第一〇条第一項の許可等を受けて道路を新設し、又は改築する場合等においては、当該道路の道路管理者に代わって、その権限のうち一の2、6及び8の権限を行うこととした。（第一七条関係）

4　道路管理者は、一の3の権限を行おうとするときは、当該権限が会社管理高速道路に係るものである場合にあっては機構及び会社から、公社管理道路に係るものである場合にあっては地方道路公社から、あらかじめ、意見を聴かなければならないこととした。（第三〇条及び第三一条関係）

三　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正関係

1　一の1の工事に要する費用は、国が補助金相当額（都道府県又は市町村が自ら当該工事を行うこととした場合に道路法以外の法律の規定により国が当該都道府県又は市町村に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この1において同じ。）を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担することとした。（第三条関係）

2　国は、都道府県又は市町村が道路法第三七条第一項の規定により指定された道路の区域において建設される電線共同溝の占用予定者に対し電線共同溝への電線の敷設工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができることとした。（第四条関係）

四　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、一の6、8等の改正規定については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇港湾法の一部を改正する法律（法律第三一号）

（国土交通省）

一　非常災害時の船舶の交通の確保に資する緊急確保航路制度の創設等

1　船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路である開発保全航路について、従前より当該航路に含むものとして定められている構造の保全及び船舶の航行の安全のため必要な施設に加え、船舶の待避のため必要な施設を含むものとし、国土交通大臣がその開発及び保全を行うものとした。（第二条第八項関係）

2　国土交通大臣、港湾管理者の長その他の関係行政機関の長は、港湾管理者を異にする二以上の港湾について、これらの港湾相互間の広域的な連携による災害時における港湾の機能の維持に関し必要な協議を行うため、港湾広域防災協議会を組織することができるものとした。（第五〇条の四関係）

3　国土交通大臣は、非常災害時において緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保するためやむを得ない必要があるときは、開発保全航路の区域のうち一定の区域内及び緊急確保航路（非常災害時において船舶の交通を緊急に確保する必要がある航路をいう。以下同じ。）内において、障害物の除去を迅速に進めるため船舶の処分等ができるものとした。（第五五条の三及び第五五条の三の四関係）

4　緊急確保航路内において、みだりに、船舶、土石等を捨て、又は放置してはならないものとするとともに、水域を工作物の設置等により占用し、又は土砂を採取しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないものとした。（第五五条の三の四関係）

5　技術基準対象施設の維持について、定期的に点検を行うことその他の一定の方法により行わなければならないものとした。（第五六条の二の二第二項関係）

6　港湾管理者は、外郭施設その他の一定の技術基準対象施設（以下「特定技術基準対象施設」という。）について、非常災害が発生した場合の船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、港湾管理者以外の者（国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）で当該施設を管理する者に対し必要な勧告又は命令ができるものとした。（第五六条の二の二一関係）

7　国土交通大臣は、港湾管理者に対し、その管理する港湾における特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し必要な報告を求め、又は技術的な援助をすることができるものとした。（第五六条の二の二二関係）

8　港湾管理者は、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対し、当該施設の維持管理状況について報告を求め、又は事務所等に立ち入り、検査することができるものとした。（第五六条の五第三項関係）

二　輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進

1　国土交通大臣は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾であって、主として輸入されるばら積みの貨物（以下「輸入ばら積み貨物」という。）の海上運送の用に供される一定の規模以上の埠頭を有するもののうち、輸入ばら積み貨物の取扱量その他の事情を勘案し、当該埠頭を中核として輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する当該港湾の効果的な利用の推進を図ることが我が国産業の国際競争力の強化のために特に重要なものを、特定貨物輸入拠点港湾として指定することができるものとした。（第二条の二関係）

2　特定貨物輸入拠点港湾の港湾管理者（以下「特定港湾管理者」という。）は、当該港湾の効果的な利用を推進するため、特定利用推進計画を作成することができるものとした。（第五〇条の六関係）

3　特定港湾管理者は、特定利用推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会を組織することができるものとした。（第五〇条の七関係）

4　特定利用推進計画において定められた事業に関する港湾区域内における工事等の許可等の特例を設けるものとした。（第五〇条の八関係）

5　輸入ばら積み貨物の積卸し等の共同化のために必要な施設の所有者等が当該施設の整備又は管理に関する協定を締結し、港湾管理者の認可を受けた場合には、その公告のあった後において当該施設の所有者等となった者に対しても、当該協定の効力があるものとした。（第五〇条の九～第五〇条の一五関係）

三　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。
